

< 基調報告 >

食農資源経済学会の目指すもの

岩 元 泉

(鹿児島大学農学部 (九州農業経済学会会長))

食農資源経済論集 第59巻 第1号 抜刷

2008年8月

< 基調報告 >

食農資源経済学会の目指すもの

岩 元 泉

(鹿児島大学農学部 (九州農業経済学会会長))

1. はじめに

2007年元旦の日本経済新聞は「イエコノミー」の特集を開始した。イエコノミーとは「ニッポンの家計」と副題が付いているように、イエとエコノミーの合成造語である。日本の家計の資産は2460兆円あり、そのうち金融資産が1433兆円(2004年末)あるとされ、日本経済において無視できないものであることが示された¹⁾。日本の家計にある金融資産の特徴は現金と預金が788兆円(55%)を占めていることで、株式比率は低く12%となっており、アメリカの31%とは大きく異なっている。しかしその金融資産が「貯蓄から投資」へと動き始めているというのが、イエコノミー特集の最初の問題提起であった。

「家計力」や「生活経営」などは「生活大国」や「生活重視」などの政治用語と相まって、これまで等閑視されがちであった家計や生活を見直す動きでもあるが、本質は第1には、「小さい政府」で支えられない福祉・医療・教育を個人の家庭に求めるということであろうし、第2には、巨額の家計資産を金融市場に引き出したいという思惑であろう。すなわち、イエをエコノミーに引きずり出し、グローバル化に家計を巻き込むところにねらいがあると思わざるを得ない。

翻って考えてみると、そもそも農家世帯は生活と経済を不可分に運営してきた経済主体であり、「農家」は農村の生活単位である農業世帯として日本農業の基層構造に横たわるもの²⁾であったし、農業経済学は農家世帯を意思決定主体としてその経済的社会的行動様式を研究してきた学問である。世帯(Household)・家族(Family)・生活(Life)・経営(Farming)・文化(Culture)を不可分のものとして考察してきた農業経済の枠組みこそ「イエコノミー」を議論するのにふさわしい気がする。

われわれが1990年代から主張してきたように「生活」視点から新しい農業論の拓けるという「生活農業論」³⁾の枠組みは「イエ」を経済主体として捉える点でイエコノミーの主張と共通するが、それが人間社会の連綿とした生活様式の延長であるという「生活農業論」の視点とは根本的に異なっているようである。

いずれにせよ今日イエコノミーというような問題提起が行われるのは紛れもなく我々の生活にグローバル化が浸透してきたからに他ならない。ただ実際には、グローバル化に直面しているのは日本人の1割程度ではないかという指摘があり、生活実感としてはそれを感じないという面もあるが、これから考察を進める食と農の現場でもグローバル化の影響が強まっている。

具体的には、

- ・「グローバル化」の進展により、食と農の乖離は一層進んでいる。

貿易、投資、金融など経済のグローバル化とともに、資源、環境問題のグローバル化が進み、特に食料の6割を輸入している日本においては、輸入先が多元化していることもあって地球上のあらゆる地点

に食料供給を頼るという食料調達グローバル化が進行している。このことは、ただでさえ乖離しがちな食と農の距離を一層拡大することになっている。さらには、食品産業の巨大化と超国籍化が一層食と農の乖離をもたらしている。

- ・バイオエタノール・ブームによって食料と燃料の競合が著しくなる。

2006年1月のブッシュアメリカ大統領の一般教書演説による石油依存からの脱却戦略としてのエタノール燃料の実用化推進によって一挙に巻き起こった感のあるバイオエタノール・ブームは、原料トウモロコシや砂糖の価格高騰をもたらし、環境・エネルギーと食料が直接に競合する局面を登場させた。これまでも地球温暖化が食料生産に及ぼす影響については、気象災害の増大も含めて懸念材料が多かったのであるが、バイオエタノール・ブームはさらに世界の食料需給を見通す上で、不安定材料を加えることになった。

- ・ハーモニゼーションによって食の安全基準が脅かされる。

1995年WTO協定の一部として締結されたSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）は各国がとる食品や動植物の検疫措置が国際貿易を意図的に制限する目的で運用されないようにするための協定であるが、厳密な「科学的根拠」を求めるアメリカと「予防原則」を主張するEUとで対立した解釈が取られている。しかし、食品の安全基準、検疫措置についてのハーモニゼーションを意図したものであることには変わりなく、食品の安全を守るために作る新たな基準はWTOに通報しなければならないし、輸入国は輸出国が示す当該国の安全基準について輸入国の国内基準と同等であることを分析して、認めなければならないとされている。つまりハーモナイズするのは輸入国側の義務と努力だとされており、この点もWTOが輸入国に不利な体制であるといわれるゆえんであろう。

BSEをめぐる米国産牛肉の輸入再開の経緯を見ても⁴⁾、「科学的根拠」と「実質的同等性」というキーワードは大いに力を発揮したわけで、食の安心・安全を守る壁は一段と低くなった。しかしそのアメリカが中国産製品に恐れをなしているのは皮肉なことである。

- ・経済財政構造改革とグローバル化によって所得格差・地域格差が拡大し、生活基盤が脅かされる。

日本の所得格差が1980年代から拡大し始め、例えば厚労省の「所得再分配調査」によるジニ係数は1981年の0.314が2002年には0.381に上昇したといわれている⁵⁾。また、高齢生活保護世帯率の増大や、貧困率の高さ（15.3%、OECD2004、橋木俊詔『同書』24p）、なども格差社会を裏付けるものとして注目された。このような格差が高齢化と世帯の縮小化によってのみ生じたのか、規制緩和や財政改革（政府の所得再分配機能の縮小）によるものかについては、論議があるようであるが、所得格差が若年層と高齢層での世代内格差と都市部と農村部の地域格差を伴って進行していることは間違いない。

このような食・農・地域社会をめぐる状況をふまえると、地域から生活の基盤を整え、構築し、あるいは支えていく仕組みの形成とその理論的な位置づけが必要となってくる。

食農資源経済学会では食と農と資源を地域場で総合的に捉える基本的立場に立って、「農業生産の場から流通・加工を経て消費者・生活者に至る食の世界、農業・農村の多面的機能や文化的価値に関わる農の世界、豊かな自然や環境に関わる地域資源の世界を幅広く捉える学会」（設立趣意書より）となることを目指している。

2. 食をめぐる状況

(1) 食の量と質の問題－食料危機と食の安全の問題

食料の世界的な需給に関しては、様々な議論がある。例えばFAOの経済社会局長ハートウィッグ・デハーンはFAOの「世界の食料需給：今後10年の予測と課題」というシンポジウムの基調講演で、FAOとOECDが共同で発行した「FAO世界農業予測：2015-2030年」にふれて、「ポテンシャルとしてみた場合、供給不足ということはない、それは実質価格が長期的に下がっていることによって裏付けられ、価格低下は技術進歩が引き続き起こっていること、貿易自由化が進むこと、供給における参入が増えていることを指摘し、技術進歩に関しては、農業生産が土地に依存する部分が非常に少なくなっていること、遺伝子組み換え作物の導入が期待されることをあげている⁶⁾。極めて楽観的な見方である。

これに対しては大賀圭治などから、先進国と開発途上国または大農と零細小農の格差の問題、環境と水の問題、森林破壊の問題、エネルギー問題などの点から多くの問題を抱えており、楽観視できないという指摘がなされている⁷⁾。

国際社会では食料の量的な確保・分配の問題は食糧安全保障の問題として捉えられている。筆者はかつて以下のように指摘したことがある。以下引用する⁸⁾。

世界の食料安全保障 (food security for all) に関しては人口増大、食料の供給能力低下、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、貿易体制の構築度合などの将来予測をめぐって、楽観論、悲観論を交えて、様々な見解が出ている。筆者にはそれらを詳細に検討する能力はない。1994年のWTO発足後の1996年に開かれたFAO食料サミットにおける行動計画では「食料安全保障」が明示されて、WTOが眼中に入れていなかった飢餓や栄養不足人口のための食料安全保障を国際的な農産物貿易、貿易政策において考慮することを宣言した。これに対して、「国際農業・食料・貿易政策協議会」(IPC)が「紀元2025年までに世界食料安全保障を達成するために－IPCポジションペーパー第3号－」⁹⁾を発表した。これはFAOの世界食料サミットへ貢献するために用意されたものであるというが、要するにFAOが食料安全保障のためには貿易政策にも配慮が必要であるという立場を明確にしたのに対して、「開かれた自由な世界貿易システムが世界中の適切な国別食料安全保障を準備するための絶対的必要要件である」¹⁰⁾として徹底的な自由貿易主義の立場から牽制したものだといえよう。したがってFAOのような開発途上国寄りの食料安全保障論と自由貿易による食料安全保障論という世界食料安全保障論にも対立する二論があることがわかる。

このような世界食料安全保障をめぐる対立点は食料需給予測をめぐっても米国農務省、IFPRI、FAPRIなどでの世界モデルによる楽観的予測とレスター・ブラウンの悲観的予測などの間にもある¹¹⁾。これらの見解の相違をどう判断するかは難しい。たとえば佐分晴夫はウルグアイ・ラウンドの結果、WTOに農業協定が入ったことについて、サービスや知的財産権という途上国に競争力がない問題を取り扱う代償として先進国が途上国に妥協したものだという評価があるとした上で、この妥協の本質を評価するにはケアンズ・グループに属する途上国の輸出農産物の生産・流通を担っているのが誰であるのかを分析することなしには出来ないと述べている¹²⁾。端的にいうと今日の食品の生産、加工、流通、販売までを担っているアグリビジネス(超国籍企業)の分析をしなければ、評価が出来ないということである。

途中を省略して極論をいえば、食料安全保障にしても、予防原則の導入にしてもWTO協定下での超国籍企業と国民国家との確執の問題であり、国際交渉に当たる政府が自国民の利益のために超国籍企業に抗うか、妥協するかという問題に帰結するのである(ここまで引用、一部修正)。

（２）食品産業—巨大化する食品産業

アレッサンドロ・ボナンノらの『農業と食糧のグローバル化』¹³⁾は超国籍企業(TNC:Trans-National Company)が食品システムをグローバル化し、世界的規模で垂直的統合、水平的統合、世界的規模での統合を経て巨大化し、その力は国民国家をしのぐほどになったこと、またその活動により、貧困格差の拡大や環境問題を引き起こしていることを明らかにした。その具体的な現れの一つが2000年前後に起きた「コーヒー危機」である。コーヒー危機とは国際コーヒー価格の暴落(2001年末には1965年の4分の1の価格に下落)によって全世界の2,500万人の零細なコーヒー生産者とその産地が窮状に陥る一方で、クラフト・フーズ、ネスレ、P&G、サラ・リーの4大コーヒー焙煎会社が空前の利益を上げた事件である。コーヒー危機によってコーヒー輸出によって外貨を稼いでいる多くのアフリカ、中南米諸国の国家収入が激減し、財政危機に陥った。まさに超国籍企業の活動が国民国家の存立を脅かす典型例となったのである¹⁴⁾。食料需給も超国籍企業の行動にゆだねられていると言っても過言でない。

（３）食料自給率の問題—打つ手なしの食料自給率

2007年8月10日に平成18年度の食料需給表が発表され、食料自給率が前年比1ポイント減の39%になったことが明らかにされた。そもそも第2次食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標平成27(2015)年度45%は、総供給熱量を基準年の平成14(2002)年度2,600kcalから120kcal減らして2,480kcalにし、国産熱量を76kcal増やして1,116kcalにすることによって達成しようとするものであるが、平成18(2006)年度でも国産熱量は対前年度27kcal減の996kcalであり、平成14年度の1,040kcalから44kcalも減少している。これに対して外給熱量(総供給熱量－国産熱量)は平成14年度の1,560kcalから196kcal減らして平成27年度に1,364kcalにするという計画が平成18年度では逆に188kcal増えており、相反する経過をたどっている。このように自給率向上計画が達成されなかった理由として農水省は、「食生活指針」を作ったが、具体的な手法が示されていなかった。国産農産物について、中高年男性や若年女性による米の消費が落ち込んでいるなどの性別・世代別の消費動向やライフスタイルの変化を考慮していなかった。国産農産物の方が、情報提供しやすいのに、その有利性を生かしていなかった。としている。しかし、これは根本的理由ではない。農水省は食料自給率を向上させるために「食事バランスガイド」を作成したり、地域別あるいは個人別の食料自給率を出したりしているが、政府の行うべきことを棚に上げた自給率向上対策は「食糧主権」という基本的哲学を欠いており、WTO体制の下で輸入制限が出来ず、生産刺激的政策を実施できない条件下で45%の自給率達成を目標に掲げてもむなしい結果しか残らないことを意味している¹⁵⁾。

（４）食文化の問題—「グローバル化」により薄れる固有の食文化

農水省の食料自給率の向上対策は、「食料自給率の向上には、政府はもちろん、関係する全ての方々のご協力が必要です。地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業、消費者・消費者団体が、適切な役割分担の下、それぞれが主体的に取り組んでいきましょう。」(農水省HP「食料自給率の部屋」より)と、政府の食料自給率向上に果たす役割を、輸入規制はもとより食料の確保と需給調整におくのではなく、関係者の努力を促すプロモーションに限定しているわけで、自主的に国産農産物を食べましょう、地産地消をしましょうと旗を振っているにすぎない。

その一方で、消費者の意識はどうかというと、総務省の世論調査でもそうだったように、出来るだけ国産農産物を選びたいというものがほぼ8割に達していた。表1は農水省が行った「農産物を購入する際の意識」アンケートである。これによると、95～97%は国産農産物を選びたいとしているのである。

これはおそらく生鮮農産物を購入する際の意識であり、外食や加工食品などは意識されていないと思

表1 農産物を購入する際の意識

(単位：%)

	出来るだけ国産農産物を購入しようとして意識している	どちらかという国産農産物を購入しようとして意識している	どちらかという輸入農産物を購入しようとして意識している	できるだけ輸入農産物を購入しようとして意識している	国産農産物であるか輸入農産物であるかは意識していない	無回答
消費者	70.7	26.1	0.2	-	2.6	0.5
農業者	72.0	22.5	0.1	0.1	3.6	1.8

資料：平成18年度食料・農業・農村白書参考統計表 p41

原資料：農林水産省「国産の強みを生かした農業生産の展開に関する意識・意向」(18年3月公表)

注：全国の農業者モニター3,224名、消費情報提供協力者1,480名を対象として実施したアンケート調査（回収率はそれぞれ76.1%、89.5%）

われるので、食料自給率とは直接の関連はないが、消費者の間にかかなり高い国産意識があるにもかかわらず、食料自給率の向上につながっていない。輸入農産物は加工原料や外食・中食の食材、飼料などに多く使われているので、消費者は無意識のうちに輸入農産物に6割も依存することになっているとも言えるが、一面で消費者の意識と行動の乖離が大きいとも言えよう。

近年スローフードや地産地消、食育など国産農産物を後押しする運動が進められているにもかかわらず、それが実際の国産農産物の購買につながらず、輸入農産物の拡大になっているのは、伝統的な食生活や日本型食生活などが消費者・国民の食の哲学やライフスタイルにまで定着していないことを示している¹⁶⁾。注に示した例がそれを示している。

(5) 「食の安心」についての論点

食と農の乖離が進行するに従い、食の安心・安全をめぐる諸問題が具体的な動きとなって表れてきた。日本でもO-157や表示偽装問題、BSEに係る補助金の詐欺事件等の発生を受けて2003年食品安全委員会が創設され、リスクアナリシスを行うこととなった。

「安心」については科学的ではないとして否定する向きもあるが、高橋梯二（前FAO日本事務所長）は食品の安全問題がかまびすしくなる中で「食の安心」という概念が形成されてきたという¹⁷⁾。それを担保する仕組みとしてトレーサビリティと原産地表示や生産公表JAS制度などの食品表示や「予防原則」の考え方が広がってきたのである。

かつて鳥インフルエンザによる風評被害が出たとき南日本新聞に寄稿したことがある。そこでは「東京大学伊藤元重教授によると、リスクコミュニケーションの役割の一つは「安心」と「安全」の距離を縮めることであるという。安全性は科学的な根拠を持って基準が作られ、それが遵守されることによって保証されるが、そうだからといって消費者が安心感を持つわけではない。「安全」だが「安心」できない、「安全でない」が「安心感がある」という状況をつくらないために専門家、科学者、行政は適切な情報提供を行う役目がある、というのである¹⁸⁾。

しかし、一般に消費者が風評に影響されるというのは安全基準が作られ、十分な安全性が確認されているといわれても、人為的なミスや過誤があるからではないだろうか。食品の場合でいうと、生産や流通における安全性の基準や規則があってもそれを取り扱う人に信頼が置けないということである。

このように考えると、行政が「安全」を確保していくこともさることながら「安心」を育てていくということが重要である。消費者の立場からはいかに生産者や流通業者と信頼関係をつくっていくかが課題ということになる。¹⁹⁾ 「食の安心」の問題を食と農をつなぐ役目をもっている学会としてもしっかりと考える必要がある。

3. 農をめぐる状況

(1) 農を支える多様な人々―「多様な担い手」と「多様な主体」

平成 19 年度版『食料・農業・農村白書』を検索すると「多様な担い手」は 1 カ所しか出てこない。これに対して「多様な主体」は 37 カ所に出てくる。

農水省の「多様な担い手」と筆者の「多様な担い手」は異なる。まず、農水省のいう農業の多様な担い手とは「望ましい農業構造確立に資するため」の多様な担い手であり、個別経営では家族経営、法人経営、集落営農、特定農業団体・特定農業法人など「効率的かつ安定的な農業経営」に移行する多様な形態を多様な担い手と称しているようである。

筆者は、農業の多様な担い手とは上記の経営体にとどまらず、兼業農家や高齢農家、女性による農業経営などを含むものであると理解しているし、かつては農水省もそのように位置づけていたと思うので、広義の担い手を農業の多様な担い手としたいし、次に説明する「多様な主体」も場合によっては農業の担い手になりうると考える。

農水省がいう「多様な主体」とは農業関係者だけでなく、都市と農村の交流に参加する自治会、町内会、学校、PTA などや、食と農の連携にかかわる地域の食品加工業・食品小売業、地域活性化やブランド化にかかわる自治体や地場産業などを含んでいる。これは一面では、国民に開かれた農業というコンセプトからそれに参加する主体を位置づけたものだけということが出来よう。しかしあまりに無限定すぎて積極的に農業に関わろうとする「主体」なのかどうか、明瞭ではない。

「品目横断的経営所得安定対策」など「経営所得等安定対策」による農政の担い手絞り込みは反面で多様な農業の担い手を切り捨て、排除することになっているわけで、農水省がいう農業の「多様な担い手」と「多様な主体」との間に存在する高齢農家、兼業農家、週末農家などを広く位置づけることが必要である。

(2) 世帯の縮小化によって地域社会の維持が困難になってくる。

一般には農山村の過疎化や集落の消滅の原因は少子高齢化といわれている。少子高齢化によって世帯が小さくなっていること、つまり一人世帯、二人世帯など単独世帯が多くなっていることが、世帯の集合体である集落の存立を脅かしている。それは農業の多面的機能の発揮をも阻害することになる。

農業が持つ多面的機能には洪水防止、景観保全、地下水涵養、保健休養などがあり、国土保全や国民生活上重要な役割を果たしている。その多面的機能は田を耕し、畦を塗り、草払いをするなどの日常の農作業や集落での道路管理、用排水路掃除などの共同作業によって維持されている。現在この多面的機能を維持してきた日常の農作業、集落の共同作業が農家の減少や集落機能の低下によって急速に衰退している。しかもそれは中山間地の条件不利地域だけでなく、比較的農家戸数の多い平地農村でも起きている。しかしそれは一挙に起きているのではない。その前段階として世帯の縮小化という現象を経て、農家世帯の消滅あるいは集落機能の低下が生じているのである。

(3) 二重基準の農政―国内農政と対外政策との二重基準

2007 年 8 月 3 日に平成 19 年産品目横断的経営安定対策加入申請状況が公表された。経営体数で 72,431 経営体、内訳は認定農業者 67,045、集落営農組織 5,386 であった。これは認定農業者数 (2006 年 12 月末) 219,374 経営体の 30.6%、集落営農組織 (同) 12,095 の 44.5% に相当する。申請経営体の米、4 麦、大豆の作付計画面積を見ると 436,869ha、253,860ha、110,073ha とそれぞれなっており、2007 年の作付面積が不明だが、仮に 2006 年の作付面積である米 1,684,000ha、麦 276,700ha、大豆 142,100ha に照らすと米は 26.0%、麦 91.8%、大豆 77.5% となり、品目横断的経営安定対策は麦、大

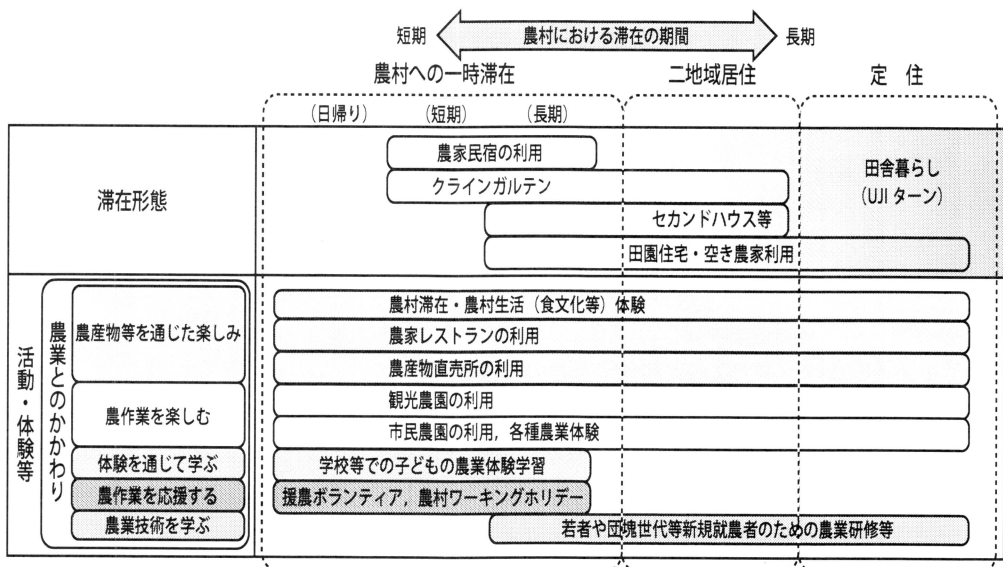
豆のカバー率は高いものの、米のカバー率は4分の1程度にとどまっている。このままでは望ましい農業構造確立に必要な33～37万の家族農業経営を2015年までに確保することは困難のように見えるし、それが日本の農業・食料の太宗を担うという姿も描けない。

なによりも、このような担い手の絞り込み政策と対外的に主張している農業の多面的機能の発揮が矛盾しているように感じてならない。かつて次のような指摘をした。

「農業の多面的機能をいうためには少なくとも次の三つの点に留意しなければならないと考える。第1は、農業の多面的機能は農業の多様性に立脚しなければ成立しないということ。単作的な農業経営、単純な土地利用、画一的な技術の応用、単線的な流通システム、無菌的な食品管理等の上には多面的な機能は発揮しがたいということである。第2は、多面的な機能を「多面的」に評価することが必要だということである。多面的な機能を貨幣額として評価する試みが白書でも紹介され、取り上げられている。貨幣額に一元化して評価することも必要であるが、精神的、心理的な評価を含めて表現する客観的指標を貨幣額以外にも開発する必要がある。第3は、農業の多面的機能を農業者や農村住民自身が自覚し、実感することが必要だということである。たしかに農業や農村のよさは、「よそ者の目」で見なければわからないという面もある。だからこそ農業者同士で視察を行い、農村の再認識をすることがあるわけだが、いずれにせよ農業者の「実感」を伴わなければ、農業者自身が多面的な機能を意識した農業を営むことはできないだろうと思うのである。」²⁰⁾

(4) 農に吹く風一逆に農に寄せる期待や役割も強まっている

農水省が「都市と農村の対流」をいい、それにかかわる「多様な主体」をいうように、肥大化した都市文明と閉塞的な経済状況、格差社会の中で、従来にみられないような農業・農村への回帰現象あるいは脱都市化現象がみられる。次図にみるような農村への定住から一時滞在までの幅広い形態、農業への新規参入、農業体験、農家民宿、観光農園、市民農園、援農ボランティア、ワーキングホリデーなど様々な形態での都市農村の交流が食料・農業・農村白書でも整理、紹介されている。このような農村への還流の動きの底はこれまでの価値観の転換や新しいライフスタイルの形成が感じられる²¹⁾。



資料：農林水産省作成。

図1 都市と農村の共生・対流にかかわる多彩な形態

問題は、価値観やライフスタイルの転換がごく一部の人々に限られてしまうのか、それを受け入れる農業・農村の側の価値観の転換は出来ているのか、ということであろう。さらにいうとこのような動きや流れが行政主導ではなく、ボランタリな動きとして出てくるのが望ましい。その点で補助金に頼らない村づくりの例などが見られるのは頼もしいことである。

4. 地域資源をめぐる状況

(1) 多面的機能—地域に定住する人々によって農の多面的機能は維持される

2000年日本政府はWTO農業交渉における「多様な農業の共存をめざして」と副題の付いた日本提案を発表した。そこでは、「いま、私たちは21世紀の農産物貿易の方向を定める重要な貿易交渉に向け、行き過ぎた貿易至上主義へのアンチ・テーゼとして自信を持ってこの提案を世界に示す」と宣言され、①農業の多面的機能への配慮、②食料安全保障の確保、③農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡是正、④開発途上国への配慮、⑤消費者・市民社会の関心への配慮を提案の柱としたのである。

OECD（経済開発協力機構）では2000年に「OECDレポート農業の多面的機能」²²⁾を出した。これによると国際的場面で農業の多面的機能が公式に使われたのは、1992年のOECD農業大臣会合で、同年の国連環境開発会議のアジェンダ21にも盛り込まれ、WTO発足後の1996年の世界食料サミットのローマ宣言でも強調された。

OECDレポートでは農業の多面的機能の定義自体は目的でないとしながらも、暫定的定義を行った上で、検討を加えている。その暫定的定義とは、

- ①農業に付随して複数の農産物および非農産物が一体的に生産されること一、
- ②これらの非農産物の一部が外部性又は公共財的な性格を具備していることにより、こうした非農産物に対する市場が存在しないかまたは十分に機能しないことである。

というものである。

WTO農業交渉日本提案では、これを整理し、

- ①農業生産活動と密接不可分に創り出される（結合生産）
- ②対価を支払わずに享受することを排除できない（公共財）
- ③農産物市場における価格形成に反映することが困難である（外部経済）

としている。

つまり多面的機能とされるものが、農業と切り離して、農業以外から供給されないかどうか？加えていうと農業以外から供給されることがあっても、農業と一体になって供給される方が、効率的で経済的であること、ということになるろう。

このような定義付けは一見無意味なことのようにも見えるが、消費者・生活者の理解を得て、国民的合意とするためには詰めておかなければならないことでもある。

日本提案では、農業の多面的機能の内容として、環境保全、地域社会の維持活性化、食料安全保障が該当するとしている。

これらの機能が存在するものとして、ほとんどの機能に公共財的性格、外部経済性があることは容易に理解できる。しかし問題は結合生産かどうかという点である。結合生産とは字義通り、農業生産に結合して、派生的に発生する機能である。

例えば、地域社会の維持活性化機能は、農業生産が行われ、農家の生計が成り立ってこそ、集落が維持され、ひいては地域社会の活性化につながるもので、農業生産そのものの結合生産物とはいえない。

多面的機能とは“農業の”多面的機能であって、“農村の”多面的機能ではないからである。その一方で、多くの機能が集落や農村社会を媒介にして発揮されているものであることを考慮し、アジア的な集落農業型の農村社会を前提とすると“農村の”多面的機能を主張してもよいのではないだろうか。

(2) 地域資源の狭小化と劣化

2005年農林業センサスの「農村集落調査」では全国の農業集落を対象に、活動の状況、農業集落における農業分野の共同活動、農業集落の生活環境等を調査している。これによると全国で農道の管理を農業集落等で管理している割合は50.0%、農業用排水路は67.4%に達している。

問題は、これらの活動が集落活動として維持継続されるのかどうかという点にある²³⁾。その点を検討すると、表2は過去1年間の農道および用排水路についての集落での作業回数、1回当たりの参加人数を5年前と比較して増減を見たものである。まず農道についてみると過去1年間の作業回数が5年前と比較して増加した集落が2.3%、変わらなかった集落92.6%、減少した集落5.1%となっており、変化しなかった集落が多いのであるが、減少が増加を上回っており、徐々に減少に向かっていることを示唆している。さらに1回当たりの参加人数を見ると、5年前と比べて変わらなかった集落は77.4%に低下し、増加の3.2%に対して、減少が19.4%と大幅に高くなっており、作業への参加人数の減少が顕著になっていることが伺える。これは用排水路の作業についてもほぼ同様の傾向を見て取ることが出来る。また、都市的地域より中間農業地域、山間農業地域でその傾向が強いことが分かる。

表2 過去1年間の作業状況変遷別農業集落数（5年前との比較）

(単位：%)

農道 区分	過去1年間の作業回数			1回当たりの参加人数		
	増加	変わらない	減少	増加	変わらない	減少
全国	2.3	92.6	5.1	3.2	77.4	19.4
都市的地域	1.3	92.7	6.0	3.7	79.3	17.1
平地農業地域	2.2	92.1	5.7	4.1	78.5	17.4
中間農業地域	2.5	93.0	4.5	3.0	77.5	19.5
山間農業地域	2.8	92.5	4.7	2.0	74.2	23.9
農業用排水路 区分	過去1年間の作業回数			1回当たりの参加人数		
	増加	変わらない	減少	増加	変わらない	減少
全国	1.6	94.2	4.2	3.3	78.2	18.5
都市的地域	1.2	93.9	5.0	4.7	78.4	16.8
平地農業地域	1.3	94.8	3.9	4.0	80.0	16.0
中間農業地域	1.7	94.4	3.9	2.6	78.4	19.1
山間農業地域	2.5	93.0	4.4	1.7	74.6	23.7

資料：『2005年農林業センサス農村集落調査結果』

このように集落で維持管理してきた農道や農業用排水路が次第に作業回数が減少し、参加人数が減少することで、地域資源としての農地・水路の機能が低下していくことになる。農道と水路を取り上げたが、里山や棚田など現在古里の景観として親しまれている地域資源も同様の状況にあると考えられる。

(3) 環境と農業

地球環境と農業の関係では、地球温暖化に関して窒素酸化物は農業から発生してきたし、1970年から2004年までの農業からの二酸化炭素排出量も27%増加したとIPCC第4次評価報告書で指摘されている。一方で、農業は光合成による二酸化窒素の吸収や土壌の二酸化炭素固定作用など温暖化緩和作用を指摘されるなど二面性を持っている。

地域的に見ても、農業と環境の関係は河川・湖沼の農業、化学肥料による汚染など農業が負荷を与え

てきた面と、水源涵養、動植物との共生、景観の維持など環境保全的な役割も果たしてきた。これは上述の多面的機能を発揮する農業や地域資源を維持する集落活動などによって維持されてきたものである。

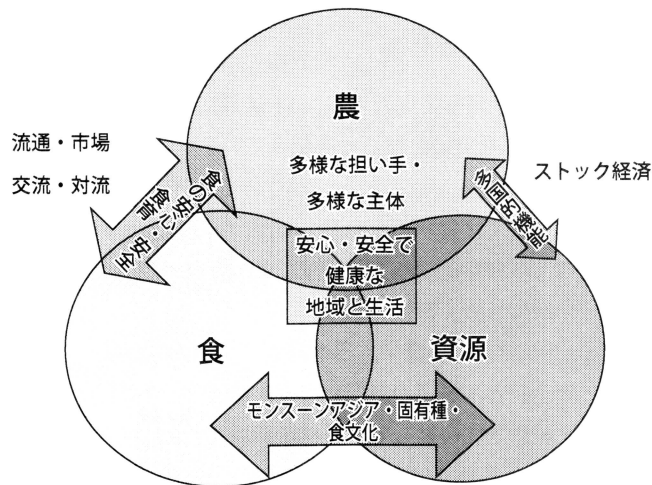
農業が持続可能な農業として営まれることが環境への負荷を軽減し、地球温暖化の緩和につながっているのである。

5. 総合的に捉える視点－食農資源経済学会の目指すもの

食料・農業・農村基本法が成立したときに、食料、農業、農村それぞれに異なる政策原理が適応された。端的に言うとは食料については消費者重視、農業については効率のかつ安定的経営、農村については多面的機能というように。農水省の担当部局はそれぞれ縦割りで行政を行うから矛盾なく施策の実行を行うことが出来るかもしれないが、それを受ける地域の末端行政や地域農業は原理の異なるものを、ひとつの地域で実現しなければならないというジレンマに陥ることは明白であった。

基調報告としてはかなり総花的になってしまったが、食、農、地域資源のそれぞれにかなり楽観できない諸局面を抱えていることを深く認識する、いわば「危機の歴史観」²⁴⁾をもつ必要があること、同時に具体的に展望を描き出すための芽を見いだし、理論的な裏付けをしていくことがこの学会に求められている使命であろう。

食農資源経済学会は地域的な視点から食と農と地域資源を結びつける総合的枠組みを提示しなければならない。その中心には「安心・安全で健康な地域と生活」という目標が設定される必要がある。



参考図 食農資源経済学会の目指すもの

註

- 1) 日本経済新聞 2007年1月1日
- 2) 玉真之介『グローバリゼーションと日本農業の基層構造』筑波書房、2006
- 3) 『生活農業論へのアプローチ』農村文化運動 127, 1993. 『生活農業論』農村文化運動 153, 農文協,

1999

- 4) 岡田幹治『アメリカ産牛肉から食の安全を考える』岩波ブックレット No.696, 2007.
- 5) 橘木俊詔『格差社会』岩波新書 8p.
- 6) FAO 協会『世界の農林水産』2006.2.
- 7) FAO 協会『世界の農林水産』2006.3.
- 8) 岩元泉「食料安全保障の基本的考え方」農業と経済臨時増刊号, 2004.7.
- 9) 吉岡裕編集監訳『食料安全保障』(世界の食料・農業問題 No.2) 農林統計協会, 1998.
- 10) 同上書, p42.
- 11) 大賀圭治「わが国の食糧需給と食料安全保障」是永東彦監修『前掲書』
- 12) 佐分晴夫「WTO 体制と農業問題の位置」日本農業法学会, 農業法研究第 36 号, p19, 2001.
- 13) アレッサンドロ・ボナンノ他著上野重義・杉山道雄共訳『農業と食料のグローバル化』原題 "From Columbus to ConAgra" 筑波書房, 1999. 本書では社会経済システムのグローバル化の下で, 国民国家が相対的に地位を低下させ, 超国籍企業とよばれる資本集団が, 農業と食品産業を支配し, 各国国内農業と地域経済に深い影響を与えていることが解明されている。
- 14) オックスファム・インターナショナル著日本フェアトレード委員会訳『コーヒー危機』原題 "Mugged Poverty in Your Coffee Cup" 筑波書房, 2003.
- 15) 岩元泉「食料安全保障の基本的考え方」農業と経済臨時増刊号 p52-60, 2004.7.
- 16) この点で2007年8月4日の日本経済新聞の二つの記事は象徴的であった。日経新聞本体では「コーヒー店増勢に沸く」という見出しで, ドトールやタリーズ, スターバックスがSC増設を追い風に出展を加速しているという記事を載せている。これに対して同じ日の日経プラスワンでは「スタバなんか怖くない」という見出しでウィーンでは伝統的なコーヒーハウスが勢力を保ち, 当初オーストリアで5年間で60店舗予定していたのが, 11店舗にとどまったこと, これに対して日本ではスターバックスは700店舗を突破したことを伝えている。
- 17) 高橋梯二「世界における食と農の接近の試み」FAO 協会世界の農林水産 2006.2。「食の安心」を実態がなく情緒的なものとして否定するものもいるが, 食の安全は現実には科学的根拠のみによって律しきれぬものではなく(科学的根拠も不明確であったり, 時代によって変化することも多い), 国民の価値観, 文化・伝統にも強く影響される。」
- 18) 伊藤元重「食の『安心』『安全』の経済学」日本経済新聞 2007.4.6
- 19) 岩元泉「食の「安心・安全」と消費者の選択」南日本新聞 2004.4.11
- 20) 岩元泉「農業の担い手と経営を中心として」農林統計調査 49-6, 33-38, 1999.6
- 21) 岩元泉「農業・農村の再生とネットワーク」仲村政文・薦川正義・伊東維年編著『地域ルネッサンスとネットワーク』ミネルヴァ書房 p19-29, 2005.3
- 22) OECD『農業の多面的機能』日本語版, 農文協, 2001
- 23) 岩元泉「集落のサステナビリティ」大西緝編著『エココミュニティ社会の創造と展開』農林統計協会, 2007.2
- 24) 大西緝『地域農業へのまなざし』大西緝教授退職記念事業会, p17.2007.3.